

## 令和6年度上田城 城下町エリアビジョン策定支援業務 簡易公募型プロポーザル実施要領

### 1 概要

(1) 業 務 名 令和6年度 上田城 城下町エリアビジョン策定支援業務

(2) 事業概要

上田城の復元整備を見据え、上田城跡、上田駅、柳町周辺の市街地を中心に回遊性を高め、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進していくため、「まちなかエリア価値向上プロジェクト」(中心市街地活性化活動支援事業:上田市商工課)と整合を図りながら、将来の目指すべき姿を共有する「上田城 城下町エリアビジョン」(以下、エリアビジョンと呼ぶ)を官民連携により、令和7年度に策定・公表する予定である。なお、エリアビジョンは信州地域デザインセンター(UDC 信州)をオブザーバーに迎え、市民団体と市が共同で連携しながら策定する。

また、令和7年度の業務については本業務委託には含まれないが、次年度に向けて事業が継続されるよう業務を行うものとする。

(3) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委 託 料 1,500千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

### 2 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、次の全ての条件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

(2) 上田市の令和4・5・6年度物品入札(見積)参加資格者名簿に登録があり、その他コンサルタント業務を希望業種としている者で、県内に事務所がある者

(3) 本手続きへの参加の希望を表明する書類(以下「参加申込書」という。)の提出期限の日から契約締結日までの期間に、上田市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱(平成22年3月31日告示第80号)第2条に基づく市長の停止措置を受けていない者

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされていない者

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者(再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)

(6) 上田市暴力団排除条例(平成24年3月26日条例第6号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員関係者でないこと

### 3 スケジュール

(1)募集開始 令和6年7月29日(月)

(2)質問締切 令和6年8月5日(月)正午

(3)質問回答 令和6年8月7日(水)正午まで

(4)参加申込締切 令和6年8月9日(金)17時

(5)企画提案書締切 令和6年8月23日(金)17時

(6)審査(書面) 令和6年8月26日(月)AM(予定)

#### 4 質問及び回答

(1) 受付期間 令和6年8月5日(月)正午まで

(2) 提出先 後述 に記載のとおり

(3) 提出方法 電子メールにより提出すること。なお、着信確認のため、電話連絡をすること。

(4) 留意事項

ア 様式は任意とするが、A4 判を電子メールに添付すること。

イ 質問者の社名、部署名、役職、氏名、電話番号及びメールアドレスを質問用紙に記載すること。

ウ 件名は「令和6年度上田城 城下町エリアビジョン策定支援業務に関する質問」とすること。

(5) 質問回答 質問に対する回答は一括して取りまとめ、令和6年8月7日(水)正午までに質問者及び参加申込者へメールで通知、また、上田市ホームページに掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。回答内容によっては、本要領及び関係する仕様書等の追加、修正として取り扱う。

#### 5 参加申込

(1) 提出期限 令和6年8月9日(金)17時まで

(2) 提出先 後述に記載のとおり

(3) 提出方法 様式第1号に必要事項を記入の上、電子メールに添付すること。なお、着信確認のため、電話連絡をすること。

#### 6 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和6年8月23日(金)17時まで

(2) 提出先 後述 に記載のとおり

(3) 提出書類

提出書類	様式	様式	備考
企画提案書	A4 横	PDF 1部	・表紙(社名記入)1 ページ+企画提案書 3 ページ以内(社名記入しない) ・使用フォントは 10.5 以上とする
見積書	任意	PDF 1部	

(4) 提出方法

電子メールとする。なお、着信確認のため、電話連絡をすること。審査時に Web 等による提案説明を希望する場合は、メール本文にその旨を記載すること。

## (5) 企画提案書の記載事項

- ア 会社概要
- イ 業務の実施体制
- ウ 本業務の実施工程・スケジュール
- エ 仕様書の業務内容を踏まえた実施方針、提案事項
- オ その他、提案書に記載することが相応しいと考えられるもの

## 7 選定方法

- (1) 選定委員会において審査基準により審査を行い、契約候補者を選定する。なお、審査は企画提案書の内容を審査し、プレゼンテーション等を行わない。
- (2) 審査の結果、最高評価となった1者を契約候補者とし、次に評価が高い候補者を次点候補者とする。
- (3) 最高評価点が同点により複数の場合、選定委員会の協議により決定する。
- (4) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルは成立する。ただし、契約候補者となることができる最低基準点を満点の7割とし、最低基準点を下回った場合は契約候補者として選定しない。

## 8 評価基準

下表のとおりとする。

(満点100点)

	項目	評価内容	配点
1	業務内容の理解度	業務目的、業務内容を十分に理解した提案であるか。	10
2	運営能力、実施体制	業務スケジュールに関し、本業務の全体像を踏まえ、具体的に提案し、次年度を見据えて業務の確実な実施が見込めるか。	20
3	企画提案	市と市民が有意義な対話や提案等が行えるよう、WSなどを支援する手法や体制が現実性を有し、具体的かつ効果的か。	20
		オブザーバーや市民団体との連携方法について企画提案があるか。	20
		本業務の目的を達成するうえで、次年度策定を見据え、有意義な独自の提案があるか。	20
4	その他	見積額が上限以内であり、提案内容と見積額の妥当性はあるか	10

## 9 審査結果

- (1) 審査結果は、審査終了後速やかにすべての参加者に通知する。

(2) 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

## 10 契約手続き

(1) 契約候補者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、合意に至った場合契約を締結する。なお、協議内容に即して仕様書の変更を行う場合もあり、提案が必ず業務内容に反映されるわけではない。

(2) 最高評価者との協議が整わなかった場合、次点候補者と協議を行う。

## 11 その他の留意事項

(1) 企画提案書の提出後は、記載された内容の変更は認めない。

(2) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により別に定める。

(3) 企画提案書の内容について、補足説明を依頼する場合がある。また、希望があれば、審査時に Web 等による提案説明を実施することができる。

(4) 提出された資料は審査以外の目的で使用しない。ただし、受託者として選定された者の提案書等は上田市に帰属する。なお、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。また、上田市情報公開条例(平成 18 年条例第 12 号)に基づく開示請求があった場合は、参加申込書及び提案書等を公開することがある。

(5) 本プロポーザルの参加に要する費用は、提案者の負担とする。

## 12 本件担当

上田市都市建設部都市計画課

担当:児玉・竹内

〒386-8601 長野県上田市大手一丁目 11 番 16 号

TEL:0268-23-5134(平日 8 時半~17 時 15 分)

メール:[tosikei@city.ueda.nagano.jp](mailto:tosikei@city.ueda.nagano.jp)